北方町

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業のご案内

【制度の概要】

小児慢性特定疾病医療費支給認定を受け、在宅療養している児童やその家族に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

保護者の収入の状況に応じて自己負担があります。

【対象者】

○北方町にお住まいで、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

○「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神保健福祉手帳」をお持ちの方や、難病等の方を対象とする日常生活用具の給付等、他の制度による給付を受けることができない方

○在宅で日常生活を営むことに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方

【用具の種類】

別表第１に記載の１８種類になります。

※種目ごとに対象者、給付の基準額、性能等、耐用年数の記載がありますのでご確認ください。

※過去に給付を受けた用具について、耐用年数を経過するまでは、再度の給付はできません。

【自己負担額】

保護者の収入に応じて自己負担額があります。別表第２を参照してください。

また、用具の価格が別表第１の基準額を超えた場合は、差額分も自己負担となります。

【自己負担額の例】

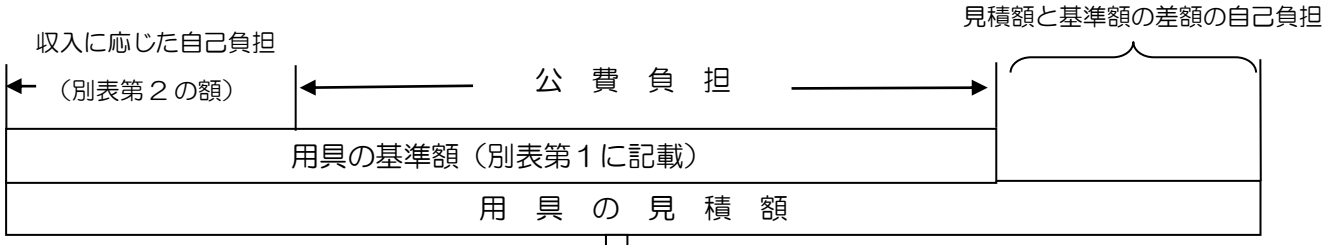

自己負担額＝（収入に応じた自己負担）＋（見積額と基準額の差額の自己負担）

【申請に必要な書類】
○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書
○給付を受けようとする日常生活用具の見積書
○　　〃　　のカタログの写し
○小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
○世帯員の市町村民税課税状況が確認できる書類（当該年度の課税状況を確認しますが、４，５月の課税前の時期の申請においては、前年度の課税資料で確認することとします。なお、本町税務課で確認できる場合は提出不要です。）

【給付までの流れ】
(1)用具の購入前に保健センターへ相談
(2)購入先事業者から用具の見積を依頼
(3)保健センターに申請書を提出
(4)給付決定の場合、保健センターから①給付決定通知書、②給付券、③納入委託通知書が届く。
(5)②給付券、③納入委託通知書を購入先事業者へ渡し、②給付券に記載の利用者負担額を購入先事業者に支払ってから用具を受け取る。
※②給付券の用具受領者氏名欄に記載願います。（記載例を同封します。）
※②給付券の有効期限に注意願います。

問い合わせ
北方町保健センター
☎058－323－7600